茅ヶ崎市告示第　188　号

公　示　送　達　書

次の納付義務者に対し、茅ヶ崎市国民健康保険条例第４２条に係る書類を送付したが、返戻されたため、実地調査、書類調査等、相当の調査をするも、住所、居所等が不明のため、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達します。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、申し出があった場合は交付します。

令和８年６月２６日

神奈川県茅ヶ崎市長
佐藤　光

NO.	氏　名（名　称）	備考
1	小田　雅彦	
2	阿部　真純	
3	阿部　夏輝	
	以下余白	

（注意）

国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第３項の規定により、公示した日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

掲示期間
令和8年6月26日から
令和8年7月10日まで